

○石田江利子委員長 皆様、本会議に引き続き御苦労さまです。

ただいまから懲罰特別委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、御報告いたします。

報道関係からの写真撮影等の申出があり、これを許可しておりますのでお知らせいたします。

傍聴される全ての皆様方に申し上げます。

審議中の私語につきましては、慎んでいただくとともに、入退室につきましても、極力御遠慮いただきますように御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これより会議に入ります。

本日の議題は、お手元に配付してあるとおりであります。

それでは、議題の1「石原孝之議員に対する懲罰動議」を議題といたします。

本件は、本日の本会議において、当特別委員会に付託された案件であります。

まず、懲罰動議の提案理由を求めるのでありますが、本日の本会議において既に聞いておりますので、省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○石田江利子委員長 御異議なしと認めます。したがって、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

懲罰動議提出者に対する質疑がある委員は御発言をお願いいたします。

○深田ゆり子委員 杉田源太郎議員、懲罰動議に発議者の1人として名前を連ねた理由、特に何かありましたらお願いします。

○杉田源太郎議員 先ほど増井委員が説明したとおり、私も一般質問そのものを聞いているときに、市長の答弁は、考え方は違うんですけど、ちゃんと自分の考え方を丁寧に説明されたと思います。

それに対して、自分の言っていることと市長の言っていることは違うんだ、そのことをいけないことだみたいな、市長の発言に対する言いがかりみたいに私は聞こえたので、それはおかしいと思いました。言葉そのものが、議会の品位、そういうものを傷つけるものだとは私に思いました。

以上です。

○深田ゆり子委員 吉田議員、もしありましたらお願いします。

○吉田昇一議員 私も、先ほどの本会議のときに増井議員が言われたとおりですが、一番近くで石原議員の一般質問を聞いていまして、市長が丁寧に御答弁されているときに、変なことを言うもんでと発言したため、何を言うんだみたいな感じがあって、その直前にも、SNSのことで、世代間ギャップとか、理解できないだろうなみたいな、失礼な発言もあったので、余計に「市長が変なことを言うもんで」というところで、やはりこれはおかしいよと。市長の答弁が、先ほど杉田議員が言ったように、自分と違うからといって変なことを言っているわけじゃない。そんなことになると、もう市議会のていをな

さなくなってくる。議論になりませんので、その辺はおかしいと。これは、放っておくともっとひどいことになるのではなかろうかということで、動議に対して署名することにいたしました。

○石田江利子委員長 ほかにないようですので、以上で懲罰動議提出者に対する質疑を終了いたします。

3議員は退席されて結構です。

(7番 吉田昇一議員、9番 杉田源太郎議員、11番 増井好典議員退席)

○石田江利子委員長 次に、石原孝之議員から、本件につきまして一身上の弁明をしたい旨の申出があります。

石原孝之議員の弁明を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○石田江利子委員長 御異議なしと認めます。よって、石原孝之議員の弁明を許可することに決定いたしました。

石原孝之議員の入室を許可します。

(9番 石原孝之議員入室)

○石原孝之議員 今日は本会議の出席に間に合わなくてすみませんでした。

ちょっとパソコン上の書類が間に合わなかったので、ちょっと携帯にメモしてある文書を読ませていただきながら、弁明させていただきたいと思います。

今回の発言の経緯に関してですが、ほかの自治体でも、SNS戦略と向き合って取り組んでいる事例を見ると、それぞれのキャリアやスキルを最大限活かすために、行政がもっと熱量を上げて、親善大使個々の活動をSNS上でハッシュタグを統一して、検索エンジンをひとまとめにするフレーズが必要であると本気で感じていました。

市民の方からもそのような声も届いておりますので、私は、この一般質問を先日させてもらいましたが、市長や当局側は、この提案に耳を傾けること、寄り添うことも全くその姿勢がなかったこと、やいづ親善大使が足並みをそろえ、一丸となって焼津市をPRする必要があり、このSNSの影響をばかにしてはいけませんよと、軽視してはいけませんよとただ再質問を私はしております。そして、併せてその要望も添えて伝えております。

ちなみに、やいづ親善大使の選定基準の中では、SNSのフォロワー数やその影響力を加味して選定しているにもかかわらず、市長は、この質問をまた別の機会にしても構わないとか、焼津市の新しい発信は、また別の項目になるんじゃないかと思う。このような質問で、機会があれば、また御答弁させていただきますと、あしらうような答弁をしておりますが、そもそもフォロワー数が何十万人もいるやいづ親善大使は十分インフルエンサーであると思っております。

SNSでの影響力のその狙いもあり、やいづ親善大使に任命しているはずなんです、それなのに、やいづ親善大使の中では、このSNSの戦略をやりませんと提案を一蹴していました。

また、再質問中に驚いたのが、私が市長の答弁の中で、私が知っている親善大使は名刺をもらってもほかの人に分けないと、名刺を捨ててしまうという驚きの話もあり、市民の税金を使い名刺を作成しているのだから、渡さずに捨てていること、それを市長が

容認しているとも取れることに、絶対あってはならないというふうに感じました。

また、市長は、やはりこういった私と再質問を繰り返す中で、議論が一向に平行線のまま一蹴するような、そういうような答弁に対して、私もSNSの重要性は十分分かっていると答弁で市長は言っていました。

世代間のギャップや格差はないと感じておるといふふうに言っていたんですけど、それらを踏まえて、私が、SNSを最大限活かすやり方を分かったふりをしているような市長に「変なこと言うもんで」と、そういうような皮肉を交えた、今回、言葉をつぶやいたことは事実です。

なので、今回、そこに関しての、自分は「変なこと」という形で話したというところが私の今回の全ての趣旨になります。

○石田江利子委員長 石原孝之議員の弁明は終わりました。

ただいまの弁明に対して、質疑がある委員は御発言をお願いいたします。

○内田修司委員 ただいまの最後の部分ですけれど、「変なことを言うもんで」という発言について、相手があることですので、焼津市長に対してそのような発言をしたことが、不穏当というか、無礼な言葉であると思うのかお答えください。

○石原孝之議員 特に自分は無礼だとは思っておりません。

○藤岡雅哉委員 今回問題となっているのは、一般質問の内容ではなくて、「市長が変なことを言うもんで」という議場での言葉そのものがテーマですので、そのことについてお尋ねしたいんですけど、先ほどもちらつとは言っていました、「変なこと」とは何を指しておっしゃったんですか。

○石原孝之議員 藤岡委員、先ほど話をしたとおりですが、もう一度言ったほうがいいでしょうか。

○藤岡雅哉委員 はい。

○石原孝之議員 まず、市長答弁の中で、これだけやいづ親善大使の選定基準の中でSNSの影響力というのにも加味して選定しているにもかかわらず、もう少し深掘りした提案を一蹴するような寄り添うような姿勢を示さないことや、あとはまた、そんな中でふつつつしている中で、市長答弁の中で、親善大使が名刺を捨てていると、渡さずに捨てていると、500枚。それは、枚数は分からないですけど、とにかく配っている枚数を渡していないよと、それを市長が容認していると取れるものを出したことが、その答弁の中で、私はそれに対して変なことというふうに思っております。

あともう一つ、世代間ギャップ、格差はある、SNSのリアル投稿やユーチューブのショート動画とか、とにかくSNS戦略を熱意を上げて行政側は音頭を取るべきだという話に対しても、今回は、それは別の話だということで、ずっと一貫して言っている当局側、市長側に対しての憤りと、それに対しての格差はないと、若い感覚に、私は格差はないと、SNSの理解に対して、世代間の理解は、市長はないと、格差はないと言っていたところに対しての違和感と、それが、私が変なことというふう感じたところ

○奥川清孝委員 石原議員は、市長が変なことを言うもんで、自分が再質問を忘れてしまったということですがけれども、そういう発言に対して、市長に対して、あるいは同僚の議員に対して不愉快な思いをさせるという気持ちはそのときにありましたか。

○石原孝之議員 言葉を返すようですが、私の一般質問をしている最中、ずっと苦笑いや、後ろで映像が映っているんですが、見ていただければ分かりますように、発起人の吉田議員がこうやって苦笑いしたり鼻で笑うような、自分は一生懸命、いろいろ市民の声の代弁者としてあの場所に立っているにもかかわらず、あなたたちの、よくふだんあざ笑う声が、独り言だったり、やじだったり、それというほうが自分は無礼だと感じておるし、今回、私は心の声が出て、市長とのかみ合わない、あえてかみ合わない姿勢に対して、憤りとそういったつぶやきとか、皮肉を交えた一言をぼやいた。その言葉に対して、皆さん引っかかっていますが、それ以上にあなたたちの、皆さんの姿勢や、そのほうが自分は無礼だと思っております。

以上です。

○石田江利子委員長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石田江利子委員長 ほかにはないようですので、以上で質疑を終了とさせていただきます。

石原孝之議員の退室を求めます。

(9番 石原孝之議員退席)

○石田江利子委員長 それでは、これより懲罰動議に対する審査に入るのでありますが、本件につきましては、まず、石原孝之議員に懲罰を科すべきかどうかについて審議し、諮った上で懲罰を科すということになれば、次に何の懲罰を科すべきかを諮っていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○石田江利子委員長 御異議なしと認めます。

それでは、ここで懲罰の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○大石一宏議会事務局長 それでは、懲罰の内容について御説明いたします。

審査の結果、懲罰を科すこととなった場合ということで御理解のほどお願いします。

まず、大前提としまして、地方自治法第135条第1項の規定におきまして、まず、1号として、公開の議場における戒告は、この委員会で作成した戒告文を本会議で議長が読み上げ、戒めるものでございます。

続きまして、2号として、公開の議場における陳謝は、この委員会で作成した陳謝文を、懲罰を受けた議員本人が本会議で読み上げ、遺憾の意を表明するものでございます。

続きまして、3号の一定期間の出席停止は、本会議や委員会に出席して発言や表決に加わるといふ議員の権利を停止させるもので、この期間は、焼津市議会会議規則第157条の規定において、10日を超えることができないとしております。

続きまして、4号の除名ですが、議員の身分を失わせる最も重い処分でございます。地方自治法第135条第3項の規定におきまして、議会の議員の3分の2以上の議員が出席し、その4分の3以上の同意がなければならずと示されております。

以上が懲罰内容の説明でございます。

○石田江利子委員長 事務局長の懲罰内容の説明は終わりました。

それでは、審査に入ります。

石原孝之議員に懲罰を科すべきかどうか、科す場合は、何の懲罰を科すべきかについ

て、御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

○**内田修司委員** まず、懲罰動議が何を基にしているかというところでございますが、地方自治法第132条「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活における言論をしてはならない」となっておりまして、これに違反していると判定するものです。

この「無礼の言葉を使用し」というところですけど、先ほど、私及び藤岡委員が石原議員本人に聞いた中で、本人としては、無礼の言葉を使っている認識はないということだったと思いますが、発言については、当然、相手があることですし、今回の対象となっている発言は市長に対して行われたものであります。市長が無礼と判定しているものについては、それは無礼であると判定するのが正しいと思います。地方自治法第132条に違反しているので、懲罰を与えるべきと思います。

○**藤岡雅哉委員** 先ほどの弁明に対してですけれども、私自身としては、この委員に選任されて、極力客観的な立場で、この事実に対して判定をしなければいけないという思いで臨んだところで、実は期待をしておりましたのは、言葉そのもの、使った言葉に対しては、無礼であるですか品位を欠くという御本人の認識があれば、それを取り下げるタイミングを逸したんだというような、もし事情があるのであれば、考慮せざるを得ないのかなという思いも少しあったんですけども、大変残念ながら、今の弁明の御主張を聞きますと、議会の質問と答弁そのものが成り立たなくなってしまうような、根本的な認識のおかしさというものを感じまして、懲罰そのものを、4つの中ではちょっとまだ決め切れていないんですけども、科すべきであるというふうに考えます。

○**奥川清孝委員** 石原議員が意図しない答弁を市長がしたということで、その反論として、あのような「市長が変なことを言うもんで」ということで、自分の再質問を忘れてしまったことの責任が市長にあるような言い方で、発言したわけですけど、それは市長に対して非常に無礼な発言だと私は思います。

そして、こういう議会の組織というのは、やはり秩序ある組織として守っていく必要があるわけですし、適切な懲罰をする必要があると思っております。また、懲罰は、再発防止あるいは教育的な面からする、そういう側面があると思いますし、懲罰の公平さを保つ、あるいはどうしたらいいかということも考えたわけですけども、今日のこの委員会の皆さんの御意見も聞いて、また、発言に至ったプロセスも石原議員から今、聞かせていただいたわけで、その辺も、そういうことなのかなということで分かりましたけれども、これも踏まえて、やはり冷静でかつ公平な判断を考えた上でも、懲罰にする必要があると思います。

○**深田ゆり子委員** 私も、先ほど藤岡委員がおっしゃったように、取消しをする機会が遅くなってしまったと最初は理解していたんですけども、今の弁明を聞くと、変なことを言うもんでというのは、不穏当ではない、無礼な言葉ではないと、そういう認識をされていて、ほかの議員のことまで持ち出して、そっちのほうをもっと悪いじゃないかと、自分のことを棚に上げて論点をすり替えているような、そういう感じも受けました。

特に、やっぱりこういう言葉はよくないね、無礼な言葉だよ、不穏当発言というのはこういうことですよというのも具体的に挙げていかないと、理解していただけないんじゃないかなと、そういうことも感じました。何号にするかはまだ分かりませんけれ

ども、懲罰に科すべき案件だと思います。

これは、市長が無礼だと思ったから私たちが無礼だと思わなきゃいけないということではなくて、誰に対してでも同じに考えなければいけないと思っております。

○池谷和正委員 今、ほかの委員の皆さんが言われたとおりです。

自分も、今まで議員になってもう14年たつんですけど、最初は、やはり言葉遣いもそうですけど、一番大事なところは、紳士的な対応というか、言葉遣い1つとっても、議員としての振る舞いというのは、最低限忘れちゃいけないというのは、常日頃、心の底に置いて質問に立っているつもりでありましたが、先ほどの石原議員の弁明を聞いてみると、残念で悲しくなったのが正直な気持ちであります。

懲罰だけが先行するんじゃないくて、やっぱり言葉をかけるという部分に関しては、結果として懲罰とはなるんですけど、今まで焼津市議会でこういうことは一度もなかったものですから、彼には、しっかりその辺、もう少し自分の考えは考えで、自分の正義感を持って質問するのは大変大事なことであることは分かっていますけど、相手に対して言葉を選ばないというのは少しどうかと思いますので、私は懲罰という言い方よりも、彼にはしっかりとした指導をしなきゃならないと今日思いました。

結果的には、懲罰を深田委員が言われたように何番にするかは、また決めなきゃならない。市長に対しての無礼な言い方だったんですけど、先ほどの弁明を聞いてみると、深田委員が言っていたように、同僚議員のことも含めて、弁明の中にいろいろ出てきましたので、その辺は、一度、私はここにいる委員だけじゃないものですから、同僚議員とも相談をさせてもらいたいという気持ちになりました。

○鈴木浩己副委員長 今、皆さんがおっしゃっていただいたとおりだと思います。

私たち市議会議員は、やっぱりどこまで行っても、市民福祉の向上のために全力で日々活動しているわけです。当然、市民福祉の向上のためには、やっぱり市民の代弁者として、しっかりと形あるものを残していかなければならない、そういう使命と責任を持っていると思います。

その上で、憲法でも保障されています言論の自由、これは当然、私たち議員にも保障はされているわけなんですけれども、しかし、だからといって、自分の政策が執行部側あるいは市長に受け入れられなかったからといって、言葉を選ばない無礼な、しかも相手を見下す侮辱的な発言はやっぱり許されるものではないと思います。

当然、市長と我々議員は、二元代表制で対等な立場ではあります。ですから、言葉を選ぶというよりも、執行部側に自分の政策をいかに受け入れていただくのか、その時点での努力と度量、これが必要であると思います。

彼には、残念ながら、その辺は感じられなかったということでもあります。発言者には、猛省を求めますし、議会としても厳正な処置をしてみたいと、このように考えております。

○石田江利子委員長 そのほかに何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石田江利子委員長 それでは、今のお話をお伺いしまして、懲罰を科すかどうかについて、皆さんと共に決定させていただきたいと思いますので、懲罰を科すことに賛成の委員の挙手を求めさせていただきます。

まず、石原議員に対し、懲罰事犯として懲罰を科すことに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○石田江利子委員長 挙手総員であります。よって、石原議員に対して、懲罰を科すことに決定いたしました。

次に、石原孝之議員に対する懲罰の種類について、皆様から御意見をいただきたいと思ひます。懲罰の内容について、御意見があるようでしたら御発言願ひます。

○鈴木浩己副委員長 先ほど藤岡委員からの発言の中にもあったわけで、自分も、石原議員が今日弁明に来てくださって、反省をしたりだとか、申し訳なかったという、そういう思いがある発言の内容であれば、戒告ぐらいで今回は厳重に注意という、そういうことでもよかったかなと思われまふけれども、やはり今日の弁明の内容を聞くと、何かさらに発展して、我々にまで不快な思いをさせるような内容であった発言を聞きますと、やはりしっかりと今回のことは、あなたの言葉を選ばないそういう振る舞いが人を不快にさせたんだと、そういう思いで、陳謝を求めるのが適切かなと思ひます。

当然、出席停止だとか、あるいは除名という重い処分がありますけれども、そこまで発展しなくても、せめて御本人の口から陳謝を求めるのが適切ではないのかなと思ひます。

○原崎洋一委員 一番大事なところは、やっぱり陳謝だと思ひます。私も副委員長と同様に思ひます。

今回のことは、もう言葉による暴力に近いなというふうに感じますので、言葉のハラスメントをどう理解してもらおうかというところが非常に大事な部分じゃないかと思ひますので、本人の本当に申し訳なかったという、そういう陳謝の態度が求められるのではないかと思ひます。

○奥川清孝委員 私は、昨日ですか、発議者の方々に、石原議員が発言の取消しをしたいような、何か話があったことをちょっとお聞きしたんですけれども、そういうことで、いや、これはそんなに重い懲罰じゃなくてもいいんじゃないかなという気がしてきたんですけれども、今日の弁明を聞きまして、鈴木浩己委員と同じように非常に残念な思ひでおります。

議員同士の発言のやり取りで、こういう懲罰の動議が上がるということであれば、まだあれなんですけれども、対当局、市長に対して、非常に熱心な、我々にも2回、3回と答弁に立つということはなかったわけなんですけれども、石原議員に対しては、2回、3回と答弁に自らが立って、本当に真剣に答弁をしているなど、議論の内容は、石原議員には残念な答弁だったのかもしれませんが、それにしても丁寧な答弁をしているなどという思ひでいたわけなんです。

そういう意味を含めて、今日の反省のなさというか、少しでもそういう気持ちがあるのかなと思つたらそうでもないものですから、私も、戒告でなくて、その上の陳謝が適切だと思ひます。

○深田ゆり子委員 私も陳謝をしていただきたいと思ひますが、先ほど副委員長がおっしゃったように、今現在、努力と度量のない方に、それを求めなきゃいけないんですけど、それが無い方に陳謝を求めて、陳謝はしませんと、私は悪くないですからというお答え

が返ってきた場合に、この扱いはどうなるんですか。

○鈴木浩己副委員長 非常に悩ましい質問だと思います。

全国の事例を見てみますと、陳謝をしない代わりに、さらにちょっと発展したような内容であるとか、あるいは陳謝文は、当然、委員会で作成しますけれども、それとは異なる内容を発言した場合というのは、追加で懲罰動議になります。さらに重い処置が予想される場合もあります。

○藤岡雅哉委員 私は、副委員長の陳謝に賛成なんですけれども、今のお話にもつながるんですが、先ほどの弁明を聞いていて、本当に危機感を感じるのは、彼のロジックで行きますと、質問をしていて、自分の主張することを当局が受け入れない、真剣に検討しない、できないという御答弁だった場合には、どんな言葉を使って非難をしてもいいと捉えられかねません。

恐らくは無礼な言葉を使おうが、御自身の主張を通すためにはそれは選ばないんだと聞こえてしまうところもありますので、本当に市議会そのものの在り方が問われてしまうところもあると思います。そうすると、陳謝の文を委員会で準備して、彼に朗読をしてくださいと言ったときには、彼は自分の意思とは違うことを読むという形になる。それそのものが、我々が求めている、彼にやはり議員として、そういう立ち居振る舞い、そういう思いで議会に臨んでくださいということの表れになりますので、私はその方向性でいいのではないかなというふうに思います。

○内田修司委員 今、皆さんがお話しされている内容、まさにそのとおりだと思うんですけど、私も奥川委員が言われていた一昨日の時点で、今回の懲罰動議の発議をされた議員に対して、メールで取り下げてもらいたいというお話があったと聞きまして、その中で「発言を取り消してもいいので」という発言があったので、私は、先ほど来、出ていきますけど、この場で弁明の機会を与えられたときに、結果として発言を取り消しますという話が出てくるのかなと本当に思っていましたけど、そういうことではなく、御自身の主張を再度述べて、私の考えとは違っていたのでというところをベースとして「変なことを言うもんで」という発言になったと。非常に残念な発言だったとっておきまして、今、我々委員の間で話された内容をもう一回御理解いただいて、それで何が問題なのかをもう一回御理解いただいて、反省いただくというのがやっぱり正しい道筋なのかなと思いますので、陳謝を求めるといっていいとおもっています。

○池谷和正委員 これは言ったほうがいいと思いますので、発言させてもらいます。結果的には、陳謝という形で、皆さん、御意見が統一されていると思うんですけど、自分の気持ちとしては、そのもう一段階、出席停止ぐらい重たくしてもと思うんですけども、皆さんが言うように、今日のこの事態になるまでに、彼には、2回ほど思いを言う場所と、この事態を変えるチャンスがあったと思うんです。そこを、まず、彼の個人的な考えとてんびんにかけて、今日までに至ったということで、先ほどの弁明を聞いた感じでは、先ほど藤岡委員が言うように変わらない、言ったところで、その指示に従うかどうか分からないという中では、私からすれば、どの処分を下しても答えは同じかなと思います。

ただ、ルールあつての僕たち、仕事している仲間の一員としては、ちゃんとルールにのっとってやるべきことはやるということで、妥当であるこの2番の陳謝が、まずは一

番大きな役割を果たすんじゃないかなと思いますので、この2番の陳謝に、私も賛同します。

○石田江利子委員長

皆様から御意見いただきまして、陳謝ということで御意見がもう出そろったところでございますので、ここで採決いたします。

それでは、お諮りいたします。

石原孝之議員に陳謝の懲罰を科すことに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○石田江利子委員長 挙手総員であります。

したがって、石原孝之議員に対して陳謝の懲罰を科すことに決定いたしました。

次に、陳謝文について、次回、正副委員長が文案を作成しまして、それを皆様に御協議いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○石田江利子委員長 御異議なしとのことですので、次回、この陳謝文の案につきまして御協議いただきたいと思います。

次の懲罰特別委員会でございますが、3月18日火曜日、議会運営委員会終了後に開催したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○石田江利子委員長 御異議なしとのことですので、第3回懲罰特別委員会は3月18日火曜日、議会運営委員会終了後の開催と決定させていただきます。

本日は以上で終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

閉会 (14 : 18)